

さいたま市職員の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年 3 月31日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第59号

さいたま市職員の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の寒冷地手当に関する規則（平成16年さいたま市規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（世帯主である職員）</p> <p>第2条 寒冷地手当の支給において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）</u>を有する者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>（世帯主である職員）</p> <p>第2条 寒冷地手当の支給において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>条例第10条第2項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）</u>を有する者</p> <p>(2) [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。